

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成26年7月7日 午前9時40分頃 高山市奥飛騨温泉郷村上25番地（飛騨農業協同組合奥ひだ支店駐車場）		
	事故の概要	後退した公用車による店舗等の破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（シャッター支柱等）	
	被害総額・市の過失割合	—	294,668円・100分の100	
	賠償金	—	294,668円	
	内訳	保険金	—	294,668円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成26年10月7日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成26年8月21日 午前9時40分頃 高山市江名子町1302番地先（農道江名子104号線）		
	事故の概要	後退した公用車と駐車中の車両の接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（リアバンパー）	
	被害総額・市の過失割合	—	48,211円・100分の100	
	賠償金	—	48,211円	
	内訳	保険金	—	48,211円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成26年10月15日 地方自治法第180条第1項			